

決 済	部 長	次 長	課 長	課 員	処理者	受 付

給 水 装 置 工 事 申 込 書

年 月 日

(あて先) 愛西市水道事業
愛西市長

住 所
フリガナ
申 込 者
(給水装置所有者) 氏 名
電 話

Ⓜ

愛西市水道事業給水条例及び同施行規程に従い、下記のとおり申し込みます。
この工事に対し第三者から異議の申し出があったときは、一切当方でこれを処理します。

記

給水装置の設置場所	愛西市	[検針地区]
	<電話番号>	
工 事 種 別	1. 新設 2. 移設 3. 口径変更 4. 撤去 5. 分譲開発	
給 水 装 置 の 種 類	1. 専用栓 2. 共用栓 (戸) 3. 消火栓 4. 臨時栓	
給 水 用 途	1. 一般・家事用 2. 工場・店舗用 3. その他 ()	
量 水 器 の 口 径	φ mm	
工 事 予 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	上記工事の手續きに関する一切の事項を代理人として受任しました。 住 所 氏 名 Ⓜ	
備 考		

年 月 日

(あて先) 愛西市水道事業 愛西市長

住 所
給水装置工事申込者 氏 名 Ⓜ

私は、給水装置工事を行い給水を受けるにあたり、愛西市水道事業給水条例および同施行規程に規定する給水装置の善良な管理及び下記事項を遵守します。

1. 貴水道事業が貸与する量水器は、条例および施行規程に基づき細心の注意をもって管理します。また、量水器の上に検針及び取替えを害するような物を置いたり、工作物を設けたりしません。貴水道事業の検査により、量水器の位置を変更するよう改善指示を受けたときは、自費にて位置の変更をいたします。
2. 故意もしくは過失により、量水器を亡失又は損傷した場合には、貴水道事業からの指示のあった損害額を弁償します。
貴水道事業の検査により、使用水量が量水器の適正使用水量を超えていると判断されたときは、自費にて適正口径へ変更します。
3. 敷地内の配管の維持管理及び漏水事故等については、私が責任を持って対処いたします。
水道の管理上必要に応じ、市職員が随時家屋内に立ち入り、給水装置の検査および量水器の点検をすることを妨げません。また、市職員および検針員が検針のために家屋内に立ち入ることを妨げません。
4. 量水器の取替えや水道工事等の際は、貴水道事業に協力し断水することを承諾します。
事故又は漏水、水道工事その他やむを得ない事由によって生じた水不足等のための水圧低下又は、給水の時間的制限、一時的給水停止、あるいは水流の変化による一時的混濁又は漏水等については、貴水道事業に対して損害の賠償その他何等の異議申し立てをいたしません。
5. 水道料金の滞納あるいは、指定給水装置工事事業者以外の者によってなされた不正工事等に対しては、条例に給水停止及び給水装置の撤去などの処分規定のあることを承認するとともに、給水条例その他水道に関する諸条項および指示事項を遵守いたします。
6. 給水装置の所有者又は使用者に変更のあったときは速やかに届け出ます。
この給水装置を第三者に譲渡する場合には、譲渡人に対して一切の権利・義務を継承いたします。

1. 位置図、設計図、使用材料表、建築確認済証(写)、公図(写)縮尺変更不可を添付すること。
2. 量水器の口径は、適正使用水量により決定すること。
3. 加入者分担金は、口径別料金によること。